



鳥取県公報

平成17年 9月30日(金)
号外第149号

毎週火・金曜日発行

目 次

人委規則	公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (34) (給与課) 1
------	---

人事委員会規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 9月30日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第34号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目を削り、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目を加える。

改正後	改正前						
別表（第2条関係） 1～5 略	別表（第2条関係） 1～5 略 6 <u>北条町</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関</th> <th>職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議 会 事 務 局</td> <td>局 長</td> </tr> <tr> <td>町 長 部 局</td> <td>課 長 出 納 室 長</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	議 会 事 務 局	局 長	町 長 部 局	課 長 出 納 室 長
機 関	職						
議 会 事 務 局	局 長						
町 長 部 局	課 長 出 納 室 長						

教育委員会事務局	教育長 課長
中 学 校	校長 教頭
小 学 校	校長 教頭
農業委員会事務局	局長

7 大栄町

機 関	職
議 会 事 務 局	局長
町 長 部 局	課長 課長補佐 (総務課に 所属するものに限る。) 出納室長
保 育 所	所長
教育委員会事務局	教育長 課長
中 学 校	校長 教頭
小 学 校	校長 教頭
農業委員会事務局	局長

6 略

7 略

8 北栄町

機 関	職
議 会 事 務 局	局長
町 長 部 局	課長 室長
保 育 所	所長
教育委員会事務局	教育長 課長
中 央 公 民 館	館長
図 書 館	館長
小 学 校	校長 教頭
中 学 校	校長 教頭
農業委員会事務局	局長

8 略

9 略

9 略

10 略

11 略

12 略

13 略

14 略

15 略

16 略

17 略

18 略

19 略

20 略

21 略

22 略

23 略

10 略

11 略

12 略

13 略

14 略

15 略

16 略

17 略

18 略

19 略

20 略

21 略

22 略

23 略

24 略

24 略
25 略
26 略
27 略
備考 略

25 略
26 略
27 略
28 略
備考 略

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

